News Release
H23.1.6 消費者庁

ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201000802	平成22年11月19日	平成22年12月28日	靴	重傷1名	当該製品を履いて歩行中、信号で止まった際、転倒し、負傷した。事故発生時の状況も含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が事故を認識したのは、12月28日
A201000805	平成22年12月22日	平成22年12月28日	脚立(はしご兼用)	重傷1名	当該製品を脚立状態で使用中、転落し、負傷した。事故発生時の状況も含め、現在、原因を調査中。	佐賀県	
A201000806	平成22年12月20日	平成22年12月28日	電気毛布	火災	就寝中、発煙に気付き確認したところ、当該製品及び周辺が焼損する火災が発生していた。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	長野県	
A201000807	平成22年12月17日	平成22年12月28日	電動車いす(ハンドル形)	死亡1名	使用者(80歳代男性)及び当該製品が道路から転落した状態で発見され、使用者は病院に搬送されたがまもなく死亡した。現在、原因を調査中。	長崎県	
A201000808	平成22年12月20日	平成22年12月28日	電動車いす(ハンドル形)	死亡1名	左カーブの急な下り坂で、当該製品の下敷きになっている使用者(80歳代男性)が発見され、病院に搬送されたが翌日死亡した。現在、原因を調査中。	熊本県	
A201000809	平成22年12月16日	平成23年1月4日	エアコン(室外機)	火災	発煙が生じたため確認すると、当該製品の一部及び周辺が焼損していた。施工状況も含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	
A201000810	平成22年12月23日	平成23年1月4日	電気冷蔵庫	火災	当該製品の背面部から出火する火災が発生し、当該製品及び周辺が焼損した。小動物の咬害による出火の可能性も含め、現在、原因を調査中。	北海道	製造から15年以上経過した製品

(1)電動車いす（ハンドル形）の事故について（管理番号A201000807、A201000808）

①事故の概要

電動車いす（ハンドル形）の重大製品事故が、重大製品事故報告・公表制度を平成１９年５月に施行後、現在まで４３件報告されており、そのうち乗車中の転落等による事故が３８件（死亡２３件、重傷１５件）発生しています。（他火災５件）（消費者庁発足以降では今回公表の２件を含み転落等１１件（他火災２件））。

これらの事故の多くは、乗車中の転落、転倒、衝突によるものであり、使用者が死亡・重傷に至る割合も高くなっています。

事故の原因としては使用者の運転ミスが最も多く、事故を防ぐためには、使用者が乗車時及び点検時に注意すべき事項について、正しく理解し、安全に使用することが大切です。

②業界及び事業者の対応

製造事業者等１１社が加盟する電動車いす安全普及協会では、使用者が乗車時及び点検時に注意すべき事項について、ホームページ上で紹介するなど様々な取組みを行っています。

（電動車いす安全普及協会）
ホームページ：http://www.den-ankyo.org/index.html

③行政の対応

電動車いす（ハンドル形）については、安全性及び利便性を高め、操作ミスを起こしにくくするため、ＪＩＳ規格が改正され、手押し走行装置及び小回り性に関する規定等が追加されました（平成２１年１２月２１日制定）。

消費者庁では、事故防止の観点から、平成２２年９月８日に、電動車いす（ハンドル形）の使用に関する注意喚起のプレスリリースを行うとともに、使用に係る注意点について、各都道府県及び政令指定都市の消費者担当部局等に対し、消費者への周知及び注意喚起を行うよう通知しています。

また、独立行政法人製品評価技術基盤機構（ＮＩＴＥ）においても、平成２２年７月２２日に、「ハンドル形電動車いすによる事故の防止について」として事故防止のための注意喚起のプレスリリースを行っています。

（独立行政法人製品評価技術基盤機構（ＮＩＴＥ）による注意喚起）
ホームページ：http://www.nite.go.jp/jiko/press/prs100722.html
ミニポスター：http://www.nite.go.jp/jiko/poster/data/0330.pdf
この他にも、転倒や事故につながる誤った操作の再現動画が見られます。

④消費者への注意喚起

消費者の皆様においては、電動車いす（ハンドル形）を使用する際の、事故を防止するために、以下の点に御注意ください。

●講習会について
- 運転に慣れるため、製造事業者等が行う運転講習会に参加してください。
- 新しい電動車いすに乗り換える、買い替える際も、必ず乗り方の指導を個別に受けてください。

●点検について

・取扱説明書に従って運転前には日常点検をしてください。

・バッテリーの残量を確認してください。

●運転時について

・道路の端には寄り過ぎないでください。

・クラッチを切って坂道を下らないでください。

・砂利道、滑りやすい場所、舗装されていない道では乗らないでください。

・踏切内では、脱輪しないように注意してください。

（本発表資料の問い合わせ先）
消費者庁消費者安全課
（製品事故情報担当）　担当：中嶋、服部、榎本
電話：03-3507-9204（直通）
（事故情報対応チーム）担当：金児、滝
電話：03-3507-9146（直通）

（電動車いす（ハンドル形）の事故の発表資料に関する問い合わせ先）
経済産業省商務流通グループ製品安全課製品事故対策室
担当：宮下、吉津、野中　電話：03-3501-1707（直通）